

八重山警察署協議会 議事概要

開催年月日 令和元年11月14日（木）17：30～18：30

開催場所 八重山警察署

出席者	協議会委員 (8名)	砂川 和徳、美崎 信二、金嶺 光江、翁長 珠江、屋宜 靖 宮城 智一、田原 伊明、旭 朝秀
	警察署 (8名)	署長、副署長、警務課長等

議事概要

1 石垣市美崎町歓楽街における現状説明

2 協議「石垣市美崎町歓楽街浄化対策について」

委員：暴力団に属さず違法行為を繰り返す集団について、暴力団として指定や排除はできないか。

警察：暴力団は、暴対法において様々な社会経済活動から排除できる。例えば、産業廃棄物処理事業や公共事業などに参入しようとした場合には排除することができる。

他方、暴力団に属さず違法行為を繰り返す集団である「準暴力団」は暴対法が適用されない。また、暴対法による指定はできない。

そのため、準暴力団を社会経済活動から排除し、違法行為を敢行させないことを目的として警察では石垣市と連携して協定締結の検討している。

委員：以前、暴力団構成員等が複数回、石垣市へ訪れているとの情報があった。警察も把握しているか。警察がそのような情報を事前に把握した場合は、石垣市へ訪れることを阻止することが可能か。

警察：空港関係者や空港のセキュリティー関係者に対しては、暴力団構成員等の来島情報を入手した際は、警察へ通報を依頼する等協力体制を構築している。

委員：「みかじめ料縁切り隊」の結成や活動支援等に対し謝意を表したい。「みかじめ料縁切り隊」は、美崎町歓楽街の治安向上のための結成されたものであり、署協議会としても構成メンバーであることから署協議会ができることがあれば情報提供していただきたい。

警察：「みかじめ料縁切り隊」は、

- ・ キャッチはしない
- ・ キャッチが介入したお客さんは入店させない
- ・ みかじめ料は支払わない

を会則に盛り込んでいる。

その会則に基づき「みかじめ料は支払いません」と表示したステッカーを作成し、営業所にお配りして、掲示を依頼する予定である。

地道な活動ではあるが営業所の協力が必要であるため署協議会からも是非とも営業所への周知をお願いしたい。

「縁切り隊」の活動は、美崎町の5年後、10年後の将来を見据えた活動であることから、地域住民、行政、関係機関団体と協力して歓楽街から暴力団や準暴力団を断固阻止し、排除するという気運を高めていきたい。

以上